

寺院の適切な管理運営について

▷ 除却新築承認申請書

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号から、寺院関係の手続きのうち、「財産処分等の手続き」について掲載いたします。

『宗教法人法』第3条に規定される境内建物（本堂、庫裏等の建物及び工作物）や境内地（境内建物が存する土地、参道として用いられる土地等）は、寺院活動を行うにあたって最も基礎となる財産であり、ご門徒の懇念のうえに成り立っています。

また、寺院の財産は、住職（代表役員）や寺族個人のものでも責任役員・門徒総代等の役員のものでもありません。

寺院の法人規則である『寺則』には寺院が「財産処分等の手続き」をしようとする場合、「門徒総代に諮問し、その行為の少なくとも1か月前に、門徒その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない」、また「この寺院の境内地及び境内建物その他の重要な財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、総長の承認を受けなければならない」と規定されています。

「財産処分等の手続き」のうち、例として永年ご門徒が護持してこられた本堂の柱が傾き、このまま使用していくことは難

しいとの判断から、新たに本堂を建て直すにあたり、現本堂を取り除く場合には、願記書類中「除却新築承認申請書」の書類を作成し、総長の承認が必要となります。なお、新築が伴わない場合には「除却承認申請書」を作成することとなります。

「除却新築承認申請書」は、以下のように「願記等」を作成します。

1. 申請者
当該寺院の住職又は住職代務。
2. 添付書類

(1)理由書
住職（住職代務）の署名捺印にて、除却及び新築する理由を明記します。

(2)門徒総代の同意書
門徒総代に諮問したことを証するため、任期中の門徒総代全員が署名捺印します。

〔註〕 門徒総代への諮問は、公告する以前に行います。（公告日以前の日付）

〔註〕 開催日において門徒総代の任期が満了している、又は定数が欠けている場合は、あらかじめ「門徒総代届」を提出します。

(3)責任役員会議事録（抜粋）
責任役員会の議決を経たことを証するため、任期中の

責任役員会議事録（抜粋）を添付します。

〔註〕 責任役員会の議決は、公告する以前に行います。（公告日以前の日付）

〔註〕 開催日において責任役員任期が満了している、又は定数が欠けている場合は、あらかじめ「責任役員任命申請書」を提出します。

(4)公告証明書

門徒その他の利害関係人に対し、除却・新築の要旨を10日間公告したことを証するため、確認者3名が署名捺印をします。

〔註〕 公告期間は、公告を開始した日は算入せず翌日から起算します。また、10日目の終了をもって公告期間が満了するので、実際に公告を取り外すのは、満了した翌日となります。したがって、公告期間10日間の場合、実際には12日間を要します。

〔註〕 公告の掲示場所は、当該寺院の『寺則』第5条に規定されている場所とします。

〔註〕 住職（住職代務）の証明書作成日並びに公告確認者の証明日は公告を取り外した日（公告終了日）以降の日付とします。

〔註〕 公告確認者は、寺族及び責任役員・門徒総代以外の者となります。

〔註〕 寺院は、公告した事項について、門徒その他の

利害関係人が意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、責任役員会で協議する等、適切な方途を講ずるように努めなければなりません。

公告証明書

1. 公告の方法

平成30年△月△日から平成30年□月□日までの10日間、
○○○○に掲示した。

2. 公告文 別紙の通り

平成30年○月○日

※公告取り外し日(□月□日)以降

上記の事実を確認したことを証明します。

平成30年○月○日

※公告取り外し日(□月□日)以降

(5)公告文(除却・新築の要旨)
住職(住職代務)の署名捺印にて、除却・新築の要旨を公告します。

〔註〕公告文の日付は、公告を開始した日(公告の初

日)とします。

〔註〕除却物件の表示は、登記事項証明書(建物)の通り記載します。但し、建物全体のうち一部を除却する場合は、「床面積」は、全体のうちの除却面積(及び除却部分)を記載します。

除却物件が登記されていない場合、次の通り記載します。

- ①所在 建物が所在している場所の登記事項証明書(土地)の表示に合わせて記載。
- ②種類 「本堂」、「庫裏」等、物件の種類を記載。
- ③構造 ○○造○○葺○階建と記載。
【例】木造瓦葺平屋建
- ④床面積 m²で表示し、2階建以上は各階ごとに記載。
【例】1階 ○○○・○○m²
2階 ○○○・○○m²

新築物件の表示も同様に記載します。(所在は新築する場所の登記事項証明書〔土地〕の表示に合わせて記載)

(6) 建築予算収支計画書

建築予算の収入及び支出の内訳を記載します。

〔註〕 収入の部の合計と支出の部の合計は、金額を一致させます。

〔註〕 収入の部に「借入金」がある場合において、担保物件が寺院の土地・建物ときは、「寺有財産処分承認申請書」の提出が必要です。

(7) 新築する物件の平面図

建物の部屋等の状況を示した図面を添付します。

(8) 除却する物件の登記事項証明書〔建物〕

〔註〕 除却する物件が登記されていない場合、住職(住職代務)の署名捺印にて、その旨を記載した書類を添付します。

〔註〕 建物の新築がなく除却のみを承認申請する場合、又は除却場所と新築場所が異なる場合において、除却する物件が登記されていないときは、その物件が所在している場所の登記事項証明書〔土地〕を添付します。

(9) 新築する場所の登記事項証明書〔土地〕

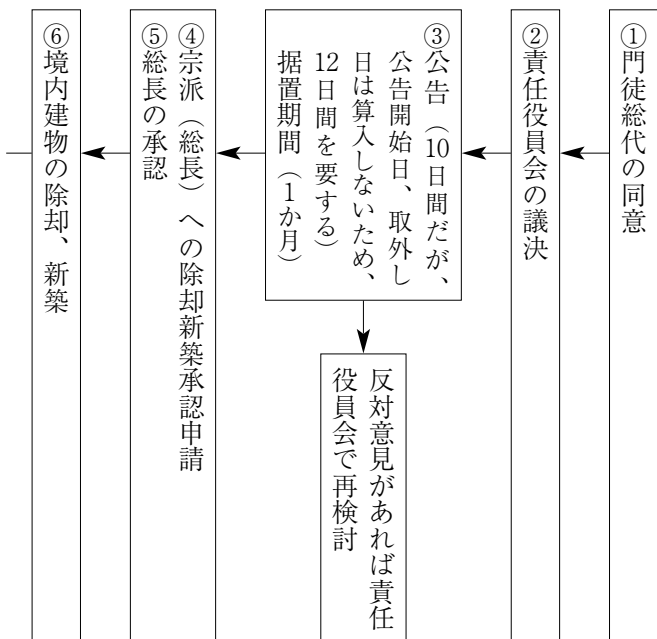
3. 宗派承認後の寺院の手続き

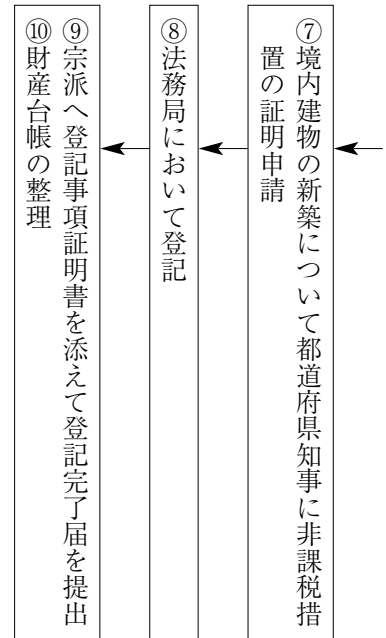
建物の除却新築後、法務局において登記を行い、「登記

完了届」に登記事項証明書〔建物〕を添付し、寺院活動支援部(一般寺院担当)宛に提出します。

建物を新築した場合、それがもつぱら宗教の用に供する『宗教法人法』第3条に規定する物件であるときは、登記にかかる登録免許税が課税されません。但し、その物件が非課税の要件に該当する旨の都道府県知事の証明が必要であり、その申請にあたって宗派の新築承認書が必要になります。

以上をまとめると左図の通りの流れとなります。





以上、「除却新築承認申請」の流れについて説明いたしました。したが、以下の点についてご注意ください。

『宗教法人法』第24条には、規則に基づく手続きを行わずに財産を処分した場合、その行為は無効となることが規定されています。

このように、財産を処分するにあたっては、門徒その他の利害関係人に対して事前に行為の趣旨を十分周知せしめる必要があるため、公告等の手続きを怠った場合にはこれを無効として、みだりに不当な処分が行われることが防止されています。

また、『宗教法人法』第88条には規則に基づく公告を怠った場合の罰則が規定されています。境内建物、境内地、宝物の処分等に関する定めについては登記事項として規定されていますので、財産処分等を行うときは、必ず『寺則』に基づく手続きを行うよう徹底ください。